## 朝霞都市計画地区計画の変更(朝霞市決定) (原案)

都市計画あずま南地区地区計画を次のように決定する。

Др. (4 Д		地区計画を次のように次定する。	決定告示年月日			
名		令和 年 月 日   あずま南地区地区計画				
位 置		朝霞市大字根岸及び大字台の各一部				
面	積	約13. 5ヘクタール				
地区計画の目標		本地区は、朝霞市の東部、東武東上線朝霞駅から北東へ約1.5キロメートルに位置し、また、東京外かく環状道路に接続する一般国道254号和光富士見バイパスに近接しており、交通の利便性が高い区域である。また、都市計画マスタープランにおいて「まちづくり重点地区」として、交通の利便性に優れた立地特性を生かし、地域経済の活性化、雇用の創出に資する工業系の土地利用を目指すことを位置づけている。これらの状況を踏まえ、土地区画整理事業による計画的な都市基盤整備と、物流関連施設を主体とした市街地の形成を図るため、地区計画を策定し、土地利用の規制・誘導を行うことにより、周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を目標とする。				
区域の整備、	土地利用の 方針	周辺環境との調和に配慮しつつ、まちづくり重点地区にふさわしい工業系の土地利用を推進するため以下のとおり区分し、土地利用の方針を定める。  1 A地区 大規模な物流関連施設(倉庫、流通センター)等の立地を主体とした土地利用とする。  2 B地区 既存施設及び周辺環境との調和に配慮した工業・業務系施設の立地を主体とした土地利用とする。				
備、開発及び保全の方針	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により計画的に整備される道路、公園の機能及び環境が損力 われないよう、区画道路、公園及び公共空地(歩道状空地、広場)を適正に配置する。 また、周辺環境との調和に配慮した工業系の土地利用を推進するためため、 区の外周に緩衝緑地等を配置する。 なお、災害に配慮し区域内の雨水調整機能を確保するため、雨水流出抑制施設 (地下調整池、貯留施設)を配置する。				
	建築物等の 整備の方針	本地区の土地利用が適正に誘導されるよう、建築物等の用途の制限、建築敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及び垣さくの構造の制限を定める。				

		種類	名称	幅員又は面積	延長	備考
		主次	区画道路1号	14~16. 5メートル	約680メートル	拡幅(市道22号線)
	地		区画道路2号	11. 5メートル	約630メートル	拡幅(市道6号線)
	区			6メートル		
	-	、宋四	区画道路3号	(10. 5メートル)	約220メートル	拡幅(市道159号線)
	施	道路	区画道路4号	10.5~12.5メートル	約230メートル	新設(地下貯留施設)
	設		区画道路5号	8メートル	約280メートル	新設
	0		区画道路6号	8メートル	約130メートル	新設
	配	八田	八田・日		画区域外を含む全幅員	
	置	公園	公園1号	約0.3~クタール 10メートル	一	新設(地下調整池)
	及		緩衝緑地1号	, , ,	約580メートル 約110メートル	新設
	び	緩衝帯	緩衝緑地2号	5メートル	約120メートル	新設
		1241. 4711	高木(成木時に	<b></b> 朝高4メートル以上)を	植栽する。ただし、車	両等の出入口、門柱、
	規		門扉又は公益上、	安全上、保安上必要なも	のを除く。	+
	模	公共空地	歩道状空地1号	5. 6メートル	約220メートル	拡幅(市道159号線、 地下貯留施設)
		五共土地	広場1号	約0.04ヘクタール	_	新設
		地図の名称		(工業地域)	B地区(I	
		め 耐		9~クタール	約4.6~	
		•		<b>勿は、建築してはならな</b>	次に掲げる建築物に	は、建築してはならな
			V %	I I I I I I A I I A I I A I I I A I	V '0	
				名、寄宿舎又は下宿		画の決定の告示日に
				これに類するもの(第1 ら第17号の建築物以外		D用途に供する建築物 されている土地の土
				けるもので、同一の敷地		日29年法律第119
				を営む地区内事業所の		地処分又は仮換地の
				用するもののうち、延べ		の全部を一の敷地と
			面積が200平	方メートル以下のもの	して使用するものを	を除く。)
			を除く。)	[	2 共同住宅、寄宿会	舎又は下宿
地				定こども園(第1号、第		育所、福祉ホームその
115				から第17号の建築物以 設けるもので、同一の敷	他これらに類する。 4 幼保連携型認定	5 <i>()</i> - じょ国
区				業を営む地区内事業所		- C も圏 - 、児童厚生施設その
整			利用するもののうち、延	他これらに類する		
			べ面積が200	平方メートル以下のも		この他これらに類する
備			のを除く。)		もの	
計				<b>証ホームその他これら</b>		会その他これらに類す
РΙ	建		に類するもの	カー 旧本同中状況であ	るもの	ァ ト 1 1日 - Joyi 4日フ.
		築 物 等 に 関 の用途の す 制限	0 名八倫征センタ 他これらに類す	ター、児童厚生施設その	8 - ホーリング場、/   の他これらに類する	スケート場、水泳場そ
				言その他これらに類する		ぱちんこ屋、射的場、
			もの		勝馬投票券発売所、場外車券売場その他	
			7 神社、寺院、羲	<b>姶その他これらに類す</b>	これらに類するもの	
			るもの			スその他これらに類
				スケート場、水泳場そ	するもの	
			の他これらに類ない民	りつもの ぱちんこ屋、射的場、	11   公衆浴場   12   診療所	
	る士			所、場外車券売場その他		
	事項		これらに類する		14 自動車教習所	
	垻			クスその他これらに類		び清掃に関する法律
			するもの			第137号)に規定す
			11 公衆浴場			芝廃棄物の処理の用に   「佐炊」 (カコの家食炊
			12 診療所 13 畜舎		供する建築物及い_ の処理の用に供する	L作物(自己の廃棄物
			13 14 自動車教習所		16 建築基準法(昭和	
				及び清掃に関する法律		項第一号及び第二号
			津第137号)に規定す		(この地区計画の決定	
			る一般廃棄物、産	ご業廃棄物の処理の用に	の告示日において、	現に存する当該用途
				び工作物(自己の廃棄物		敷地として使用され
				する場合を除く。)		里法(昭和29年法律
				3和25年法律第201 3) 西第一是及75第二号		どによる換地処分又は
			一号)別表第 <sub>一</sub> (る に該当する建築/	る)項第一号及び第二号	仮換地の指定を受 の敷地として使用で	けた土地の全部を一
					17 店舗、飲食店その	
				月16号の建築物以外の建		責が300平方メート
			築物内に設ける	もので、同一の敷地内に	ルを超えるもの	- 1/4/
			おいて事業を営	む地区内事業所の従事		
				るもののうち、延べ面積		
			and the second s	ートル以下のものを除		
			<∘)			

次の各号のいずれかに該当す 記定による換地処分又は仮換地 基づいてその全部を一の敷地 の敷地として使用されている 有権その他の権利に基づいて しなくなる土地について、その		
外壁又はこれに代わる柱の面 いては、次に掲げるとおりとす に表示する壁面線3号の道路 での距離は、1メートル以上と P線までの距離は、0.7メー とする。		
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 この地区計画の決定の告示日において、現に建築物の敷地として使用されている 土地で当該規定に適合しないもの 2 公益上、安全上、保安上必要な建築物の敷地として使用するもの		
25メートル		
・ずれかに該当するものでなけ ・敷地地盤面からの高さは さく等に基礎を設ける場合は、 する。		

「区域及び地区整備計画は、計画図表示のとおり」

理由 まちづくり重点地区にふさわしい地域経済の活性化、雇用の創出に資する工業系の土地利用を推進するため、地区計画を決定する。